

アスベスト労災認定田平訴訟・宮崎地裁判決についての声明

- 1 本日、宮崎地方裁判所民事第2部（島岡大雄裁判長）は、33年にわたって自動車整備工として働いた亡田平秋俊さんが死亡したのは、石綿（アスベスト）ばく露が原因であったとして、原告田平加津子さん（宮崎県都城市在住）の遺族補償給付等の労災請求を認めなかった宮崎労働局・都城労働基準監督署長の処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。
- 2 秋俊さんは、1971（昭和46）年から2004（平成16）年2月まで自動車整備工として働き、2006（平成18）年2月に死亡しました。妻の加津子さんが、都城労働基準監督署長に対し、遺族補償給付等の支給を請求しましたが、死亡原因は原因不明の「特発性間質性肺炎」であって石綿肺ではなく、石綿ばく露との相当因果関係が認められないとして斥けられ、審査請求も再審査請求も斥けられたため、平成22年6月に提訴したものです。
- 3 そもそも進行した石綿肺と特発性間質性肺炎を区別することは不可能であり、職業的石綿ばく露の有無が鑑別の決め手とされているところ、本件において秋俊さんに職業的石綿ばく露が認められることには争いがありませんでした。

ところが秋俊さんは、生前自身の職業的石綿ばく露に気付いておらず、受診した全ての医療機関で石綿ばく露の事実を申告できず、診察した主治医らの誰もが診察時も労働基準監督署の調査時も秋俊さんの石綿ばく露の事実を知らず、「(特発性) 間質性肺炎」との診断・意見書提出を行いました。被告国は、このように主治医らが誰も石綿肺の診断を行っていないことや画像上胸膜プラークがはっきりとは認められないことにことさら固執し、秋俊さんの職業的石綿ばく露の程度を敢えて過小評価して、業務起因性を否定し続けてきました。

- 4 判決は、詳細な事実認定に基づき、秋俊さんが「長期間にわたり、高濃度の石綿ばく露作業に従事してきたと認めるのが相当」「石綿肺であったと認めるのが相当」と判示し、秋俊さんが石綿肺の悪化によって死亡したこと、業務起因性があることを明確に認めるとともに、都城労働基準監督署長の不支給処分を違法として取り消しました。
- 5 石綿関連疾患には長い潜伏期間があり、本人も石綿ばく露と疾患の関係に気付かず、石綿に関する専門知識や経験を持つ医師が少なく、医療記録の散逸や証人確保の困難など、石綿関連疾患の労災請求にはさまざまな困難を伴う事案が多く、被告国には、こうした石綿関連疾患の特徴に留意し、被災者救済の視点で適切に認定行政を行うことが強く求められます。

特に「間質性肺炎」と診断された症例の中には、進行した石綿肺が含まれている可能性が大いにありうるので、被災者の職業歴、石綿ばく露状況を丁寧に調査の上、職業的**石綿ばく露**が認められる事案については、積極的に石綿肺であるとして**労災認定**すべきです。

6 被告国は、これまで、労働者のいのちや健康よりも経済活動を優先させ、石綿の長期間の継続的な使用を許し必要な規制を怠り、石綿による被害を拡大させてきました。秋俊さんをはじめ多くの労働者が、石綿の危険性を知らされないまま石綿にばく露し続け、いのちや健康を損ねてきました。こうした被災者や遺族を救済する被告国の責任は、より一層重いと**言わねば**なりません。

7 被告国が、本日の判決を真摯に受け止め、控訴を断念し、今後の**労災認定行政**を大きく改善するよう強く求めるものです。

2013（平成25）年3月26日

アスベスト労災認定田平訴訟原告・弁護団
全日本建設交運一般労働組合宮崎農林支部